

保護者の皆様

石井町教育委員会
教育長 喜多 利生

学校・園における新型コロナウイルス感染症対応の一部改訂
について(お知らせ)

日頃は、学校・園の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。
さて、「学校・園における新型コロナウイルス感染症対応の一部改訂」を下記のとおり
行いますのでご理解、ご協力をお願いします。

<改訂前>

1. 幼児児童生徒の同居者(親・兄弟姉妹等)が濃厚接触者と認定された場合

出席停止となります。濃厚接触者と認定された同居者が検体検査を受け、検査結果が「陰性」となった場合、同居者が濃厚接触者と認定された日から、同居者が保健所に指示された期間(目安14日間)

※感染拡大防止またクラスター発生防止のため、石井町では同居者と同じ期間、出席停止をお願いしています。



<改訂後>

1. 幼児児童生徒の同居者(親・兄弟姉妹等)が濃厚接触者と認定された場合

出席停止となります。濃厚接触者と認定された同居者が検体検査を受け、検査結果が「陰性」となった場合、同居者が濃厚接触者と認定された日から起算して5日間出席停止をお願いしますに改訂

※ただし、幼児児童生徒及び同居家族に風邪症状や疑わしき体調変化がある場合は、同居者が保健所に指示された期間(目安は10日～14日間)